

困ったなあ

に答えます

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
弁護士
帝京大学法学部教授

負債だけ残して亡くなった知人。
ご家族がふびんでなりません。

相続放棄が正解ですが、
限定承認という方法もあります。

先生、例のN氏が亡くなりましたよ。82歳。突然倒れて、そのまま亡くなつたそうです。ご承知のとおり、周りの迷惑など一切考えず、やりたいことをやつてきた人生だったのです。本人は幸せだったかもしれません。先生も本人といつより周りの女性たちから相談を受けたりして、大変でしたよね。本妻がいながら別に女性がいて、その女性のマンションに居ついて生活の面倒を見てもらひながら、思つていろいろなことに手を出しては、ほつ散らかし。挙げ句は70歳にもなつてまた別の、これはどう派手な女性と付き合い出した時には、皆あきれ果てて手

つきでいろいろなことに手を出しているのは借金だらけだとのこと。早く、そのど派手な女性から、会社と一緒に立ち上げた時に用立てた700万円を返せと連絡があつたとか。それが本当の債を引き、はそぼそでも交遊が続いたのは私だけだったようです。さすがに80歳近くなり、ようやく本妻の所に戻つたのでしたが。

亡くなつて初めて知つたのでありますが、小さなマンションすらなくして奥さんは住む所もなく、あくまで借金だらけだとのこと。早速、そのど派手な女性から、会社と一緒に立ち上げた時に用立てた700万円を返せと連絡があつたとか。それが本当の債を引き継ぐといううので、遺産を引いています。これは資産の範囲で負債を引き継ぐといううので、遺産の実体がよく分からなかつたり、どうしても残しておきたい不動産などがあつたりした場合(評価額を払えばよい)に勧めています。ただ、相続人全員でしなければならないのが難しいので、本件は全員の足並みがそろうし、他に迷惑を及ぼさず、自分たちだけで確実に終わらせられます。財産目録を作る必要がありますが、動産や少しの預金など羅列しても大した手間ではないはずです。これも期間は3ヵ月以内なので、どちらにしでも、うかうかとはしていられません。



そうですが、私はN氏ともうずっと付き合いがなくて、たまに思い出すくらいでした。とにかく破天荒な人でしたよね。根っから女好きなのでしょうが、ある意味魅力的な人だったし、だからこそ本妻さんも離婚はしなかつたのでしよう。

しかし、そんなにお金がなかつたのですね。借金まみれで、お金は全て使つてしまふという人は、事件関係者にはよくあります。長い間そんなめちゃくちゃな生活を送つてきて、よくぞまあ刑事案件になつたりしなかつたものです。

負債のみ資産ゼロの場合、奥さまと子供3人全員が相続を放棄するのは正解です。正しく言うと、「初めから相続人とならなければ、それで全てが終わります(債権者は悔しいでしょうが)」。というのは、放棄をすると「新たに相続人に繰り上がる」(民法938条)つまり順位の相続人が新たに相続人に繰り上がる

なつたものとみなす」(民法938条)、つまり順位の相続人が新たに相続人に繰り上がる、そのため親切です。手続きはかなり面倒でしようが、訴訟を起こされて戦うよりもっとましです。ことに、その方たちに資産があるのであれば、そう考えれば、あまり知られていませんが、限定承認(922条)が良いかなと思いません。